

議案第75号

新居浜市総合福祉センター設置及び管理条例及び新居浜市障がい者福祉センター設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定について

新居浜市総合福祉センター設置及び管理条例及び新居浜市障がい者福祉センター設置及び管理条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成26年12月2日提出

新居浜市長 石川 勝行

新居浜市総合福祉センター設置及び管理条例及び新居浜市障がい者福祉センター設置及び管理条例の一部を改正する条例

(新居浜市総合福祉センター設置及び管理条例の一部改正)

第1条 新居浜市総合福祉センター設置及び管理条例（平成7年条例第29号）の一部を次のように改正する。

第3条第4号中「第6条の2第2項」を「第6条の2の2第2項」に改める。

(新居浜市障がい者福祉センター設置及び管理条例の一部改正)

第2条 新居浜市障がい者福祉センター設置及び管理条例（昭和51年条例第15号）の一部を次のように改正する。

第3条第4号中「第6条の2第6項」を「第6条の2の2第6項」に改める。

附 則

この条例は、平成27年1月1日から施行する。

提案理由

児童福祉法の一部改正に伴い、引用法令条項のずれが生じたことによる所要の条文整備を行うため、本案を提出する。